# 輸出水産食品取扱施設に係る認定について 欧州連合、スイス及びノルウェー向け

50

食品安全関係法の強化 玉 規格委員会であるコーデック も、国内消費量の多い肉類から 9年)に、実施している。双方と 年) に、米国が1997年 (平成 は、EUが1995年(平成7 内容とする食品安全の法制化 〇(世界保健機関)の合同食品 〇(国連食糧農業機関)とWH る食品の製造工程管理は、FA の動きを示す。HACCPによ CCPに関わる食品安全法制 法制度の整備が進んでいる。表 されたことに注目したい。両国 CPが適用され、法整備が着手 ス委員会において、1993年 1に、我が国と欧・米・中のHA においては、食品安全にかかる ではなく、水産食品からHAC (平成5年)にガイドラインと して採用された。HACCPを 食品の輸出入の旺盛な各国

> いる。 内と同様の管理基準として、H 外差別なく規準を適用すると ACCPによる管理を求めて 全を守ることを目的として、内 して、輸入食品に対しても、国 水産物の危害から自国民の安

> > d

された。 る。我が国の食品衛生法でも すように、こうした各国の法 となっている。また、表1に示 国の力だけで守ることは困難 中、今や自国の食品安全を、 らHACCPの制度化が施行 2020年(令和2年)6月か 整備には、HACCPによる 食品管理が取り入れられてい 世界の食品貿易が拡大する

される。 係法の強化とHACCPによ る管理が進展するものと想定 今後も世界的に食品安全関

とも、世界各国から輸入される

### 輸出を促進する意義 農林水産物及び食品の

る。このため、農林水産業及び食品産業の の1、360兆円に拡大すると見込まれ から2030年(令和12年)には1.5倍 り、2015年(平成27年)の890兆円 くことが不可欠である。 拡大を図り、世界の食市場を獲得してい 加に伴い食の市場規模は拡大傾向にあ により、食の市場規模が縮小傾向にある。 所得向上と持続的発展のために、輸出の 一方、海外は、新興国の経済成長や人口増 我が国は、少子高齢化に伴う人口減少

### 輸出に関する課題 農林水産物及び食品の

農林水産物及び食品の輸出

なければ輸出できない。輸出先国の規制 動植物検疫などの規制に対応したもので は、輸出先国ごと、品目ごとに、食品衛生、 農林水産物及び食品の輸出に際して

> ことは、輸出の阻害要因となっている。 出証明書発行等のコストが発生している 売に要するコストに加えて施設認定や輸 も定められる場合がある。また、国内販 る物自体についての条件だけでなく、そ の生産区域や加工施設等についての条件 制整備(図2)が大きな課題となっている。 に関する政府機関等との協議や国内の体 加えて、輸出先国の規制は、輸出され

### 施策の基本的な方向

消を早急に進める必要がある。 する目標の達成に向けて、戦略的に輸出 先国の規制に対応し、輸出阻害要因の解 に農林水産物・食品の輸出額を5兆円と 我が国は、2030年(令和12年)まで

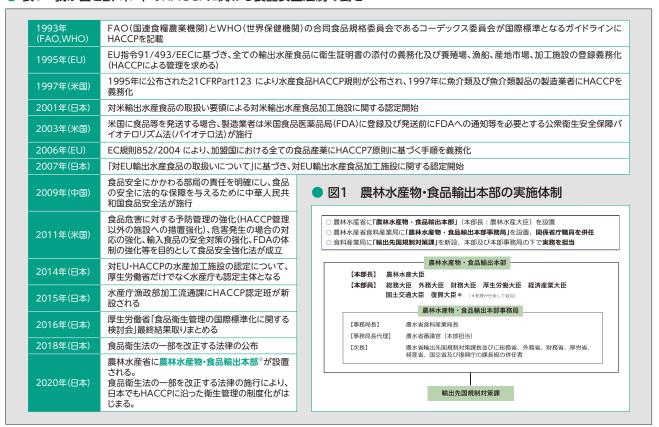
早期の実行を推進する。 の下で政府が一体となって省庁横断的に このため、農林水産物・食品輸出本部

出典:農林水産物及び食品の輸出の促進に関する 基本方針から抜粋

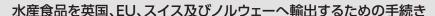
### 3

5 対EU輸出水産食品取扱施設に係る登録について

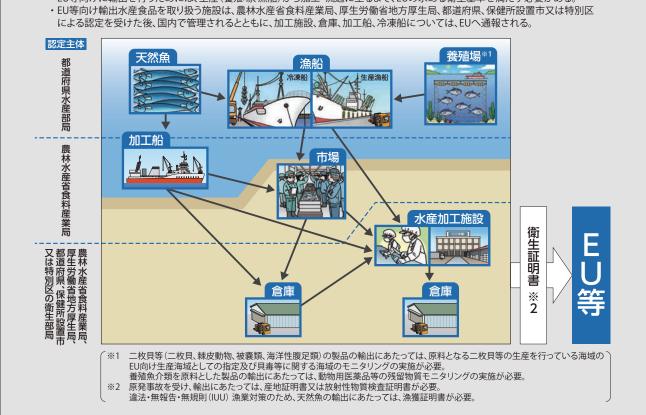
### ● 表1 我が国と欧・米・中のHACCPに関わる食品安全法制の動き



### ■ 図2 水産食品のEU等への輸出フロー



・EU等向けに輸出を行うためには、生産(養殖場、漁船)から加工・流通に至るまで、EUの求める衛生基準を満たす必要がある。



### 認定業務の体制

これまでの水産加工施設

の 下、 26年) 10月から、「『水産庁による させるために、2014年(平成 始した。 に基づき、水産庁も認定業務を開 対EU輸出水産食品取扱施設の EU・HACCPの認定を加速化 水産物の輸出の促進を図るため 定業務を行っていた。加えて、農林 認定等取扱要領』の制定について\_ いて」に基づき、厚生労働省の指道 「対EU輸出水産食品の取扱につ 都道府県等の衛生部局が認

ついて、大きな内容の変更はない 2020年(令和2年)4月から サイトから確認をしていただき いては、次の農林水産省のウェブ が、令和2年度以降の申請先につ の促進に関する法律が制定され は を食料産業局が行うことになった (図3) なお申請に必要な書類に 2019年(令和元年)1月に 水産庁が行っていた認定業務 農林水産物及び食品の輸出

欧州連合、スイス及びノル

け輸出水産食品の取扱要綱 「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向

> 要件並びに農林水産物及び食品の ら、関係事業者が遵守すべき衛生 輸入される水産食品について、 に基づく衛生証明書の発行、適合 輸出の促進に関する法律施行規則 設の認定が求められていることか 発行、生産区域の指定及び適合施 衛生証明書(以下、衛生証明書)の 出国の管轄当局による食品・動 U めている。 区域の指定、確認、適合施設の認定 (図4)、確認に関する手続等を定 この要綱は、英国、欧州連合(E ) 域内、スイス及びノルウェーに

食品

出典:農林水産省

係 る ァ

輸出水産

向け

消費地市場の認定し 産地

### 手続等水産食品の取扱要綱

### 市場の食品事業者は、スクリーニ ようとする産地市場又は消費地 ングにおける指摘事項を踏まえ 認定施設としての認定を受け

て関係書類を添付して申請する て必要な対応を行った後、別紙様 査申請書により食料産業局長あ 式42-1の市場等施設認定確認審

とを了承すること。 申

者は、認定後、農林水産省ホーム て提出すること。なお、食品事業 が認定したスクリーニング機関あ 準(別添1)に基づき食料産業局長 をスクリーニング機関に関する基 局長あて関係書類を付して申請 事業者は、別紙様式27(55ページ) 場又は消費地市場における食品 し、併せて、当該申請書類の副本 ージに施設名等が掲載されるこ )市場認定申請書により食料産業 認定を受けようとする産地市

1

確認審査申請

### ガイドラインの 位置付け

うよう、市場関係者、自治体、関係 登録を推進するため、本ガイドラ 団体等に示すものである。 インを基に登録のための準備を行 EU向け輸出に係る産地市場の

地市場の認定に係る手続等 認定施設のうち産地市場、 ) 産地市場及び消費地市場の認 、消費

定手続等(法第17条第1項関係)

حے

### 書類審査及び現地調査

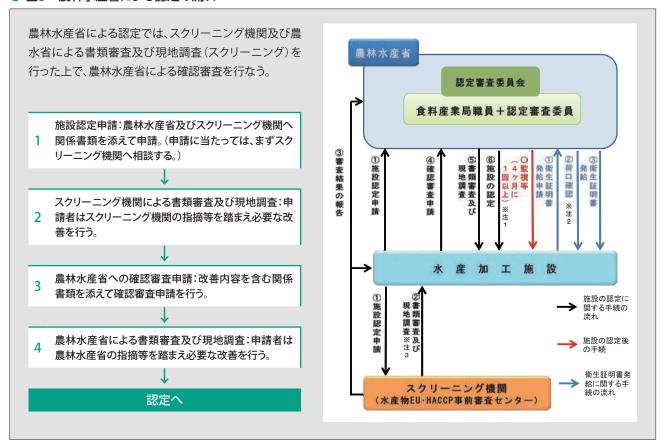
ウ

判断した場合には、チェックリスト 査を行う。 査を行うとともに、問題がないと 確認審査申請書について書類審 (別添3-1)により施設の現地調 食料産業局は、市場等施設認定

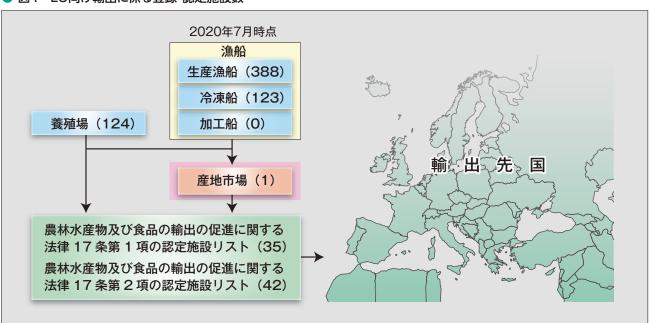
認定すること。 ていると認めた場合は、当該市場 あった市場が認定要件を満たし び現地調査結果に基づき、申請の ページ)により認定番号を付して を認定施設として別紙様式28(55 食料産業局長は、書類審査及

### 5 対EU輸出水産食品取扱施設に係る登録について

### 図3 農林水産省による認定の流れ



### ■ 図4 EU向け輸出に係る登録・認定施設数



認定施設のうち産地市場、消費地市場の認定に係る手続等

- (1)産地市場及び消費地市場の認定手続等(法第17条第1項関係)。
- ※ 別添、別紙については、農林水産省 農林水産物・食品輸出本部のHP (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu\_shinsei\_ousyu.html#欧州連合等)から ダウンロードすることができます。

### めの基本的考え方 田田向け輸出に係る産

がある。このため、産地市場の登録基 則加工処理を実施しない産地市場に 官通知。以下「EU通知」という。)に 2148号農林水産省消費・安全局 ど、仲買人が陳列品に接触しない形 多くの魚をセリ場に陳列し、多数の 用する必要があるかについては疑問 対して、加工施設と同様の基準を適 を適用することとなっているが、原 おいては、産地市場の登録について、 長通知、21水漁第175号水産庁長 食品局食品安全部長通知、21消安第 0603001号厚生労働省医薬 食品の取扱いについて」(2009年 とんどない。また、「対EU輸出水産 においてもセリ場に関する言及はほ 態が大宗である。このため、EU規則 陸揚げするか、見本品で入札するな で入札を終了し、そのまま加工場で を行う形態は主要ではなく、漁船上 に応じて陳列された魚に触れて入札 仲買人等が同じセリ場に入り、必要 基本的に水産加工施設と同様の基準 (平成21年) 6月4日付け食安発第 EUの市場では、我が国のように

検討・整理を行ったものである。準を適用することの是非等について場に対して水産加工施設と同様の基準に関し、①セリ場の扱い、②産地市

談しながら検討する必要がある。 は都道府県等衛生部局と事前に相 基づき都道府県等衛生部局に申請 基づき都道府県等衛生部局に申請 場の登録に当たっては、EU通知に

### ① セリ場の扱いについて

育・管理等の基準を適用することを 問き、セリ、出荷等に至る動線全て において、EU向け水産物とすること、② 接触による汚染を防止すること、② 接触による汚染を防止すること、② 接触による汚染を防止すること、② を放いて、EU向け水産物と非EU でいては、EU向け水産物の連線全で 施設の施設構造基準及び従業員教 施設の施設構造基準及び従業員教

類に整理をした。の方向性について、以下の3つの分踏まえ、登録に関する具体的な対応

## **①セリ場に陳列する水産物をEUに**

## 別しない場合と非EU向けの水産物の取扱いを区ア「荷捌き場、セリ場等でEU向け

市場の実態に応じて対応を検討すものではないことから、個別の産地

たものであって全ての分類を示したは、想定される代表的な分類を示し

このセリ場の扱いの整理について

る必要がある。

たいことを確保する必要がある。 をいことから、荷揚げする全ての漁 がある。また、入札後はEU向け輸出に 係る産地市場として登録する必要 係る産地市場として登録する必要 がある。また、入札後はEU向け輸出に がある。また、入札後はEU向け輸出に がある。また、入札後はEU向け輸出に がある。また、入札後はEU向け水産

また、対象区域に関係する従事者 全員、すなわち産地市場への入場者 理等の対応や、衛生管理に関する研 で等を行うなど、人的管理に関する研 を当に対し、服装、手洗い、疾病の管 での対応や、衛生管理に関する研 をがあるでの取組が必要とな

## 別する場合と非EU向けの水産物の取扱いを区イ「荷捌き場、セリ場等でEU向け

### ② 相対で取引を行う場合

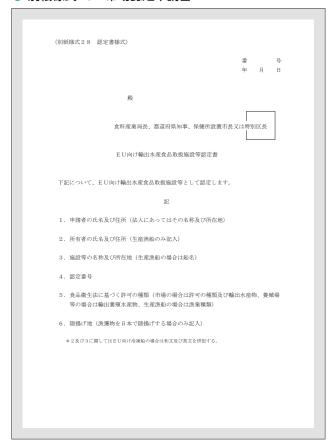
産地市場の登録は不要だが、陸 場が時に選別を行う場合には、作 り、現行のEU通知における「水産 り、現行のEU通知における「水産 物の積卸し及び陸揚げに関する基 準」に加え、作業従事者の衛生管理 や、海鳥等による汚染の防止、作業 や、海鳥等による汚染の防止、作業 ある(図7)。

## 3mU向け水産物のセリは見本で行

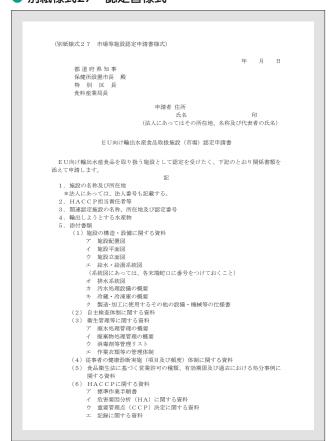
ない。EU向け水産物と非EU向け品は対EU向けの出荷には使用しセリは見本を使用して行い、見本

### 5 対EU輸出水産食品取扱施設に係る登録について

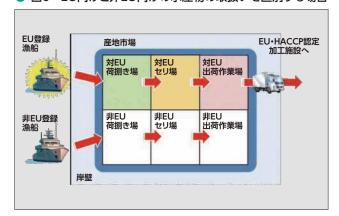
### ● 別紙様式28 市場認定申請書



### ● 別紙様式27 認定書様式



### ■ 図6 EU向けと非EU向けの水産物の取扱いを区別する場合



### ● 図5 EU向けと非EU向けの水産物の取扱いを区別しない場合

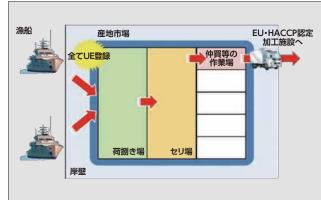
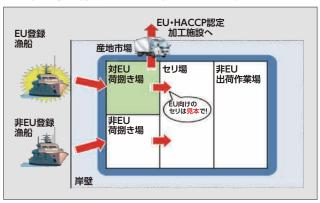
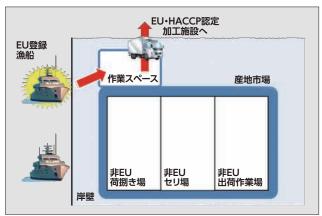


図8 EU向け水産物のセリは見本で行い、EU向け水産物を他の水産物と混ざらない形で管理する場合



### ● 図7 相対で取引を行う場合



要がある(図8)。

要がある(図8)。

要がある(図8)。

## ② 産地市場について

E U規則においては、一次生産 場わる事業者にはHACCPの 実施が求められているが、欧州委 員会が発出している「GUIDANCE DOCUMENT Implementation of procedures based on the

of the implementation of the HACCP principles in certain food businesses」(2005年(平成17年)11月16日欧州委員会公表)では、年の11月16日欧州委員会公表)では、

①食品の製造や加工等を行わず、 全ての危害が前提条件プログ ラム (PRP: Prerequisite Program)の実施を通じて管理で きると推測される場合(この場合、 正式な危害分析(HA: Hazard Analysis)も不要)

場合できると明らかになった。でで管理できると明らかになった。

③特定の食品事業分野においては、 
の対応できる場合 
で対応できる場合 
の対応できる場合 
の対応できる場合 
の対応できる場合 
の対応できる場合 
の対応できる場合 
の対応できる場合

が挙げられている。

WM:World Union of Wholesale WM:World Union of Wholesale 表している「Community Guide to Good Hygienic Practices Specific to

Wholesale Market Management in the European Union」(2009年(平成21年)11月改正)においては、産地市場も他の食品事業者と同産地市場も他の食品事業者と同に基づいた管理を実施することをに基づいた管理を実施することを求めている。

以上のことから、産地市場においては、原則として加工等を行わないため、基本的に前提条件プログラムを確実に実施することで、EUの求を確実に実施することで、EUの求める要件を満たすことがら、産地市場におい

## ②HACCPチームによる危害分析

を行い、その上で、

管理を実施 Gontrol Point)での対応が必要な

という対応をする必要がある。

## 施設の基準に係る留意事項の産と水産加工

とり通知においては、漁船、養殖 と、水産加工施設について個別の認定基準が定められていることに対 して、産地市場については、EU規 して、産地市場については、EU規 では想定が少ないこともあり、基本 がに水産加工施設と同様の基準が されない加工に関する基準が設け されない加工に関する基準が設け されない加工に関する基準が では想定 の特徴を踏まえたものとなっていな の特徴を踏まえたものとなっていな の特徴を踏まえたものとなっていな の特徴を踏まえたものとなっていな

の検討が行われている。 で検討が行われている。 の検討が行われている。 の検討が行われている。 の検討が行われている。

ることなどが必要である。 認定を取得するためには、本留意 認定を取得するためには、本留意 認定を取得するためには、本留意 認定を取得するためには、本留意